

令和 3年 2月 定例会（第345回）

令和3年 3月 3日（水曜日） 午後

◆ 4 1 番（田尻匠） （登壇） それでは、早速、今日最後の質問になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

奈良県は、2021年度当初予算案、一般会計5,366億6,200万円と、2020年度一般会計2月補正予算案562億円を合わせると、総額5,928億6,200万円で、前年度より3.7%増えて、過去10年間で最大規模になりました。両予算案が今2月定例県議会に提出されております。

その内容は、収入においては、県税1,183億円（22%）や地方消費税清算金530億円（9.9%）、地方交付税1,617億円（30.1%）、県債783億円（14.6%）、国庫支出金654億円（12.2%）などが主な歳入となります。

一方、歳出は、人件費1,444億円（26.9%）、公債費823億円（15.3%）、京奈和自動車道などの道路整備や道路施設の老朽化対策に306億円、洪水被害対策に99億円、平城宮跡歴史公園の整備に13億円、なら歴史芸術文化村10億円、奈良市八条・大安寺周辺地区に設置予定のJR新駅の高架工事に14億円、「いまなら。キャンペーン」は2021年7月からの実施想定で5億円などが予定されております。

2月補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に371億円、その内訳として、新型コロナウイルス感染症患者の病床や宿泊療養施設の確保に277億円、市町村のワクチン接種体制整備の支援費用として7,200万円余りなどが盛り込まれております。

コロナ禍で県政運営は厳しい状況が続いてまいりますが、本県がこのピンチを乗り越えていけるように願いながら、県政の主要な課題について、新政ならを代表いたしまして質問いたします。

初めに、奈良県の制度融資についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で甚大な影響を受けている県内業

者や個人経営者の資金繰りを支援するため、県は昨年の令和2年3月30日より、無利子・無保証料の融資を開始いたしました。対象資金は、経営環境変化・災害対策資金は融資限度額5,000万円。セーフティネット対策資金は融資限度額5,000万円。大規模経済危機等対策資金は融資限度額5,000万円の融資期間は10年であります。

令和2年5月1日からは、国の補正予算を活用して資金を創設し、無利子・無保証料を開始いたしました。対象資金は、新型コロナウイルス感染症対応資金は融資限度額、当初3,000万円が現在は6,000万円、融資期間は10年、据置5年と増額してまいりました。

現在の融資状況は、令和2年度では、セーフティ系の融資枠30億円を5回にわたり拡充し、融資枠は4,600億円を確保されております。

令和3年2月19日現在、貸付実行額、プラス、保証決定額の県制度融資の業種別には、建設業が4,121件で約823億円、製造業が2,913件で約736億円、小売業が2,217件で約407億円、卸売業が1,738件で約440億円。飲食サービス業が1,506件で約144億円、その他が5,446件で約882億円。合計1万7,941件、金額にして3,432億円にも上りました。いかに新型コロナウイルス感染症が奈良県内の事業所や経済に大ダメージを与えているかということです。

そこで、知事にお伺いいたします。

県が新型コロナウイルス感染症対策として拡充してまいりました制度融資の現在の状況と成果及び新年度の対応についてお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお伺いいたします。

厚生労働省は、年内に約1億4,400万回分、約7,200万人分の供給を受ける契約を結んでおります米国のファイザー社のワクチンが、国内で初めて2月12日に成田空港に到着し、その後、2月14

日に正式承認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者が国内で初めて、ここ奈良県で確認されて1年余り、世界中、国内、奈良県内と全ての国で、経済、健康、スポーツ、オリンピック、イベント等々の中止や延期など、全ての分野に甚大な影響を与え続けております。

今日まで体験したことのない新型コロナウイルス感染症はワクチンや治療薬がないため、世界中に甚大な感染者を記録し、2月25日現在で、アメリカで約2,833万人、ブラジルで約1,032万人、イギリスで約402万人、ロシアで約415万人、フランスで約372万人、日本が42万人、世界中では約1億1,255万人、死者249万人もの被害が出てしまいました。

奈良県においても、2月25日現在で、感染者累計3,350人、死亡45人、入院・療養中89人、入院・入所準備中11人にもなりました。前回、私の6月の定例県議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止の質問時は、奈良県では感染者が85人、入院患者が0人で大騒ぎになったことを思いますと、感染スピードの速さと大きさに、改めて驚きを禁じ得ません。それだけに、一日も早いワクチンの開発が世界で、国内で待たれていたところでした。

このとき、アメリカのファイザー社が開発いたしましたワクチンが、米国や英国などでは昨年12月上旬に使用が認められ、他社製を含めて、世界中で1億5,000万人以上が接種を受けたとされております。日本では、国内治験を追加で行うなど、時間を要した結果、約2か月遅れでスタートラインに立ち、2月17日から接種開始になりました。

世界各国の接種状況によりますと、2月9日現在、アメリカでは接種回数約4,321万回、イギリスでは接種回数約1,358万回、ドイツでは約351万回、イスラエルでは約587万回など、既に始まっております。

新型コロナウイルスの接種ワクチンのスケジュールは、2月17日に国立病院機構など100か所の医療機関の医療従事者向け先行接種

約4万人、3月には、その他の医療従事者約370万人、その後、医療機関で働く委託業者や事務員も加わり470万人、3月下旬から接種券の郵送開始、4月以降には高齢者65歳以上約3,600万人、基礎疾患のある人約820万人、高齢者施設などの従事者約200万人、60歳から64歳の人約750万人、それから一般の住民の接種が予定されております。

一日も早いワクチン接種が待たれるところですが、政府が示した医療従事者を対象とした3月発送分のワクチン割当て数量は117万人分。奈良県においては1万1,700人分（1人2回接種、1瓶で6回計算）が予定されております。県民の非常に関心の高くなっておりますワクチン接種が、県内の医療従事者約1万人の1回目の接種に必要なワクチンが3月前半に届くと発表されております。県では、接種優先される医療従事者や感染症対策関係者で約5万人が接種を希望されております。

対象は、米国やEUなどと同じく、16歳以上となります。1回目から3週間空けて2回目を接種いたします。

また、ワクチン接種に伴い、副反応も国民に非常に高い関心になっており、厚生労働省は、医療従事者約4万人のうち約2万人について、健康調査を実施するようであります。ワクチンは高い有効性が報告されておりますが、一人ひとりが理解した上で接種を決められるように、国が副反応の情報を的確に、迅速に集めて発信する仕組みが必要であります。

そこで、県内市町村で4月以降に始まる予定の住民へのワクチン接種が大きな注目となっております。2月15日現在、大和郡山市、曾爾村、野迫川村が、かかりつけ医などによる個別接種の実施、野迫川村は、集団接種も会場は村内唯一の診療所になっております。

そのような中、奈良市においては、市医師会や大規模医療機関の代表者を集めた連絡会議で、3月下旬から始まる高齢者向け優先接種について、75歳以上の後期高齢者や施設・自宅で療養している人を最

優先に接種する方向であります。市医師会の協力で、集団接種に加え、地域のかかりつけ医などの個別接種も200か所を目標に進め、高齢者施設などの巡回接種も活用する方針を示しました。

集団接種は、ホテル日航奈良と商業施設ミ・ナーラ、西部公民館が会場になる予定です。

市医師会のまとめでは、今のところ、130医療機関が、診療所などで個別接種に協力の意向であるとのことでした。

以上のことを鑑み、奈良県における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、知事に3点お伺いいたします。

まず、4月中旬から高齢者に向けた優先接種が始まると聞いておりますが、ワクチン接種券の配送を含む、市町村における住民接種に向けた準備状況はいかがでしょうか。

次に、医療従事者への優先接種に向けた準備状況はいかがでしょうか。

また、住民接種に向けたワクチンの輸送や保管に関する県の取組についてお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、知事に2点お伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染は、現在、徐々に少なくなりつつありますが、これまで、他府県では医療機関でのクラスターも見受けられます。その対策が問題視されております。

医療機関では、感染症に対する抵抗力が弱い方が集う場所でもあり、感染が広がりやすい状況にある点を再認識し、適切な対応を図ることが重要であります。医療機関において流行を起こしやすい感染症は、内部で発生することはまれで、主に外部から持ち込まれているのが実情であります。

奈良県総合医療センターでは、患者が入院するときには患者の承諾・全額病院負担の上で、全患者PCR検査が実施されております。また、手術予定の全患者も、事前に患者承諾・全額病院負担の上でPCR検

査を実施してから手術されます。しかし、奈良県西和医療センターにおいては、発熱患者や呼吸器に症状がある患者に対してのみPCR検査が実施されております。このように、同じ奈良県立病院機構において、PCR検査の実施において異なる対応がされております。万が一、病院内で医療従事者や患者の院内クラスターが発生すると、取り返しのつかない事態に発展してまいります。

院内クラスターの発生を防止するため、西和医療センターにおけるPCR検査の対象者を広げる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、奈良県立病院機構の3つの奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター、奈良県総合リハビリテーションセンターでは、新型コロナウイルス感染症の外からの感染を避けるため、基本的に面会禁止とする面会制限措置が徹底されております。それに比較して、奈良県立医科大学附属病院では、原則面会禁止としながら、誰でも24時間出入りができ、しかも、出入りの状況を把握できていない状態で危険との情報が寄せられております。

ぜひとも、奈良県立医科大学附属病院においても、感染防止を含めたセキュリティー対策の強化が早急に必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、奈良県公契約条例についてお伺いいたします。

奈良県公契約条例は、都道府県では、長野県に次いで全国で2番目、平成27年4月1日に施行され、今年で6年目になります。既に聞き慣れてきた言葉になりますが、コロナ禍の中、改めて奈良県公契約条例の遵守が必要となってきました。

この条例は、県が締結します公契約において、適正な労働条件の確保や、社会的な価値の実現や向上を図り、地域経済の健全な発展や県民の福祉の増進に寄与することを目的としております。公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活や福祉を支えることから、その契約の当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわ

しい行動が期待されております。そのために、公契約条例では、契約の締結や履行に際し、適切かつ公正に実施することが求められるとともに、県と受注者の双方の責務が定められております。

県の責務としては、公契約の相手方の適切な選定を行うとともに、公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならないとされております。一方、受注者の側は、契約の当事者として、社会的責任を自覚して、公契約の適正な履行に努める責務があるとされております。加えて、最低賃金額以上の賃金を支払うことや、各種社会保険の資格取得に係る届出を行うことが求められております。また、受注者がこの条例に違反した場合は、過料を科す条項まで規定されております。

このように、公契約条例では、県や受注者がそれぞれの責務を果たし、適正な労働条件を確保できるように制度が整えられております。私は、とりわけ、現在のようにコロナ禍の厳しい経済状況や雇用状況・雇用条件を見たとき、奈良県公契約条例は、働く県民にとっては、最低賃金を確保することはもとより、労働条件を守るために重要な役割を果たせると考えております。そのため、公契約条例がその機能を発揮したことにより、どのような成果を得られたかについては、私は大いに関心を持って注目いたしております。

そこで、知事にお尋ねいたします。

奈良県公契約条例について、平成27年4月1日の施行からこれまでの運用の成果及び今後の取組についてお聞かせください。

加えて、さらなる労働条件の確保についてお尋ねいたします。

まず、公契約条例制定前の平成26年2月の定例会で、公契約条例制定に関し、本会派の森山議員が代表質問の中で、業種別労働報酬下限の導入についてお尋ねいたしました。その際には、設定の困難さから、最低賃金が基本となるとの答弁でしたが、それから6年が経過いたしました。改めて、その導入について検討をすべきではないでしょうか。

また、公契約の受注者側の労働環境について、最近、自治体が社会保険労務士による労働環境調査を実施して、点検している例があります。労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士や専門家が、公契約の受注者の労働環境を点検することで、そこで働く労働者の労働条件の確保を図るというものであります。本県の公契約条例においても、業務の履行に際し、現在実施している賃金や社会保険の加入状況の報告に加え、この労働環境調査を義務づけることで、条例の効果が一層高まるのではないのでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたします。

さらなる労働条件の確保のために、公契約条例に業種別労働報酬下限制や、社会保険労務士による労働環境調査を導入してはいかがでしょうか。

次に、コロナ禍における鉄道・バス・タクシー・貨物輸送などの公共交通の維持・支援体制についてお伺いいたします。

依然として感染拡大に歯止めがかからず、県内においても感染者数が3,000人を優に超え、ワクチンの接種が始まったといえども、先行きは不透明であり、長期化は避けることのできないものであります。

このような状況下、観光客は激減し、新しい生活様式におけるテレワーク・在宅勤務が普及し始めたことによる通勤者の減少、さらには近畿3府県への緊急事態宣言発出の影響で、人の移動や観光客・団体・修学旅行が大幅に減り、公共交通の鉄道・バス・タクシーをはじめ、あらゆる交通事業者が現在も深刻な影響を受けております。

関西鉄道大手6社の2020年4月から12月期決算が発表され、全社が赤字に転落いたしました。新型コロナウイルスの感染再拡大で、長距離利用客の減少や、観光業の不振が長引いております。各社は、財政基盤の悪化を避けようと、ビルなどの資産売却まで進めているようであります。

JR西日本においては、売上高がマイナス44%、純損益がマイナス1,618億円にもなり、新幹線や特急列車の利用、ホテルや観光業



は、観光支援策の効果もあって一時は持ち直しましたが、昨年の半ば以降、失速でございます。

近鉄グループホールディングス株式会社の2021年3月期の純損益の業務予想は780億円の赤字、前年は205億円の黒字が見込まれていました。近鉄グループホールディングス株式会社は、子会社の近鉄不動産が保有いたしますビル数棟を売却する方針のようで、金額は約400億円にもなると見られ、駅の人員削減や、鉄道部門も厳しい合理化が検討されております。

県内大手バス会社、奈良交通では1日当たり延べ130人の休業、高速バスの運休、貸切りバスの運送収入においては70%減で、今期の売上高は大幅な減収となった前期から、さらに32%になる予想と聞いております。

また、奈良近鉄タクシーにおいても、延べ150人の休業、売上高は前期比マイナス41%の予想で、ピークではマイナス65%の月もあったと確認しています。

観光バス専門者の奈良観光バスでは、多い月では約100人、現在も約70人が休業し、今年度売上げはコロナ禍以前の5分の1になる予想と聞いております。

また、旅行最大大手JTBは、資本金を23億400万円から1億円に減資することが株主総会で決議されました。新型コロナウイルス禍で業績が悪化し、2020年9月中間決算は、純損益が過去最大の781億円の赤字になり、2022年3月までにグループ全体の2割強に当たる約6,500人を削減、国内の店舗も115店減らすなど、コスト削減が進められていきます。

そこで、知事にお尋ねいたします。

地域の足、地域の観光を守るため、コロナ禍において、懸命に雇用を継続する全ての事業者に対し、法人税や固定資産税、自動車税など各種税金について、当面の間、税の軽減措置が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

その他、ウィズコロナ、アフターコロナの社会を目指して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用をぜひお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止やポストコロナに向けた経済構造の転換、地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応として、感染防止の最前線としてマスク購入補助や利用促進として車両消毒、抗ウイルス加工、ワンマン車両の飛沫防止板の設置、周遊バスや特別企画乗車券の設定、デジタルサイネージ、駅の多言語表示、ラッピング列車事業など、公共交通が事業継続していく上での支援体制も必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、交通運輸産業は、人々の生活や経済活動に欠かせないエッセンシャルワーカーであり、感染リスクが身近に迫る中においても、鉄道・バス・タクシー、あるいは貨物輸送は止めることなく、昼夜を問わず安全に安定的な輸送に従事されております。そういった職務を果たす公共事業者に対する認識を国が深め、新型コロナワクチンの優先的な接種計画に公共交通事業者も含めていくことも必要ではないかと思えます。

さらに、公共交通に対する風評被害、観光・飲食業におけるポストコロナの復興対策も重要となります。公共交通の車内は密閉空間で感染リスクが高いとされ、利用を回避、敬遠される方もいらっしゃいました。各事業者が感染症対策のPRを行っておりますが、いまだそのイメージが消えず、今後、さらなる収益悪化につながるものが考えられます。鉄道・バス・タクシーは換気性能が十分に備わっており、また、定期的に消毒作業も行っております。鉄道車両においては、不特定多数に触れる箇所について、抗菌加工を施してあります。

そこで、知事にお伺いいたします。

コロナ禍においても、鉄道・バス・タクシーは安全な移動手段であることを行政から発信するなど、風評被害の払拭に努めなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、奈良は歴史深い観光文化都市であり、観光客が激減し、修学旅行が皆無の今、観光・飲食業に携わる県民の生活は感染症拡大の影響を受け続け、やむなく臨時休業をする店舗が増大、大型宿泊施設は廃業になるなど、深刻な状況であります。民間信用調査会社の集計では、令和2年の県内休廃業・解散企業は前年比10.4%増の275件に上り、要因が販売不振の休廃業件数が依然高水準であります。

これまで行ってまいりました飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金などがございますが、サービス業全体の支援としては、まだまだ不十分であります。観光産業に対する新型コロナウイルス感染症収束後の需要喚起として「いまなら。キャンペーン」を充実し、一日も早くコロナ禍以前の活気ある奈良を取り戻すことにつなげていかなければならないと考えております。

そこで、知事にお伺いいたします。

観光産業が復活すれば、それが交通事業者への支援ともなり、人々の生活や経済活動に欠かせない交通事業者を支える意味からも、観光産業への支援が必要と考えますが、今後の取組についてお伺いいたします。

次に、奈良県のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

今日、日本中の話題と報道は新型コロナウイルス感染症に関わる情報のほか、デジタル化の話題も頻繁にされております。国においても、デジタル化に大きな旗を振り出し、IT基本法の見直しやデジタル庁の設置など、デジタル社会の実現に向けた基本方針を策定し、世界から遅れていると指摘されておりますデジタル化を推進することが国の主要施策となりました。

そのような中で、とりわけ遅れていると言われております奈良県のデジタル化を推進しようと、令和3年度予算案と今回の補正予算案を合わせて6億3,000万円余りを、この定例県議会に上程されました。

一概にデジタル化と申しましても、大変多岐、広範囲に接続していて、とても1分野・1セクションで対応や事業ができるレベルではあ

りません。それがゆえに、最新の技術や開発情報と世界での活用方法なども機敏に取り入れて実行していかななくてはなりません。

その施策の遂行に、地域のデジタル化として、県民生活の質の向上につながるデジタル化として、障害者等への支援、便利でスムーズな交通サービス、南部・東部地域の暮らしの安心。県の経済振興につながるデジタル化として、働き方改革、サービス業等の省力化、製造業の生産向上、農業・農産物流通における効率化・品質向上、スマートシティの整備などを掲げております。

（仮称）奈良県地域デジタル化戦略の策定を目指し、経済・家庭・行政の3分野において、奈良県における地域デジタル化の在り方を具体的に検討していくために、県総務部にデジタル戦略課を設置される予定のようであります。また、とりわけ教育分野のデジタル化も大変重要で、今日のコロナ禍の中では早急に必要であります。

医療分野・地域包括ケアへの適用も有益であります。具体的には、医療機関等において情報化を進めることにより、これまで紙でやり取りしておりました院内業務や医療機関間の情報連携の効率化、高齢者が使い慣れた電話とAIを活用した見守り、介護予防等で実証実験の取組が計画されております。

このように、挙げれば切りがないほど、人が生活していく分野に活用の可能性が無限大に広がっていきます。大変期待されています。

また、最近頻繁に耳にしますマイナンバーカードの普及と活用支援に500万円が予算計上されていますが、なかなか進まない状況のように感じ取っております。しかし、このようなデジタル化を進めていくには、絶対的なハード面での整備が必要となり、その点がすごく心配になります。

具体的に申し上げますと、奈良県内のどこへ行っても電波が通じるかというネット環境の現実。今日でも、携帯電話やスマートフォンなどで通話できない、あるいはスマートフォンが利用できない地域がまだ多くあります。また、県民の全ての人が、パソコンやタブレット、ス

スマートフォンなどを所有しておりませんし、また、機器の操作が、高齢者や初心者が操作できるかどうかなど、まだまだデジタル化を進めていくには高いハードルが幾つもあるように思っているのは私1人ではないと思います。

ところが、社会や世界・世間はそのようなことをお構いなしに、どんどんとデジタル化は推し進められてまいります。例えば、コロナ禍の影響で、国内では、会社はテレワークの導入、学校はオンライン授業、東京での全国的な総会や会議もオンラインで行われることが日常化してまいりました。

そこで、最近頻繁に耳にいたします5Gについて申し上げます。5Gとは、第5世代移動通信システムのことであり、現在、私たちが使用しております携帯電話やスマートフォンが4Gと呼ばれております。4Gは、ビデオ、動画主体のソーシャルメディア、テレビや映画のモバイルなどのテクノロジーを広く浸透させ、モバイル動画時代に弾みをつけました。4Gでは、2時間の動画ならダウンロードに8分かかりましたが、新たな5Gでは、僅か5秒しかかかりません。驚くべきスピードになりました。

この5Gを使い、医療分野が大きく変わってまいります。IoT接続によって農村部や遠隔地の医療施設の不足が解消され、これらの地域医療サービスが改善されます。5Gがスマートシティに与える影響は、廃棄物の管理から交通の監視に至るまで、地方自治体のあらゆる取組が恩恵を享受でき、また、公共施設の利用から街路の整備、交通整備に至るまで、あらゆる業務の効率化を図ることができます。

この奈良県で5Gを活用するためにも詳しく知り、勉強するため、去年の10月に開発業者や通信関係者、公共交通の皆さんなど約50人で、第1回目の勉強会を開催いたしました。ぜひとも、県内で早く5Gの活用がどこでもできるようにしていかなくてはなりません。

しかし、このように、新しい5Gを奈良県内で利用しようとしても、残念ながら2月7日現在では、ドコモでも桜井市と橿原市の境界の一

部だけの僅かであります。この点については、奈良県の大きな課題として認識いたしております。

また、最近よく話題に上がるのが、小型無人機、ドローンの活用であります。ドローンは飛ばすだけの遊戯から、今日は土地の測量や農薬散布、鳥獣対策として、その分野は年々広がっています。ドローンの飛行方法・範囲は、国内では4段階のレベルに分けられます。

奈良県内でも、既にいろいろな分野で、いろいろな部署でドローンの導入が始まっており、県庁や地方自治体、警察や写真家の皆さんが空からの地上撮影や観光案内写真、橋やダム、山の斜面などインフラの点検、熊やイノシシなど野生動物の確認にも利用されております。

今日、コロナ禍の中では、陸上競技場や野球場などの野外スポーツ施設の除菌や消毒にも使用されており、このような操縦者がみずから操縦した上で、見える範囲で飛ばすものを指します見える範囲は、レベル1であります。

レベル2は、見える範囲で自律飛行です。人による操縦はせず、事前に設定したルートを飛んだり、搭載したカメラの画像情報を基に飛行したりします。操縦の手間が省け、農薬の散布や測量で既に活用されております。

レベル3では、長野県で2020年8月に始まった配達サービスがあり、山あいに住むお年寄りには、スーパーが遠くて日常の買物が不便で、こういう人々を支援するために、利用者が地元ケーブルテレビのリモコンを使って自宅で欲しいものを選ぶと、ドローンが最寄りの公民館まで品物を届けてくれます。

この先、レベル4になりますと、人がいる地域であっても、操縦者が目の届く範囲を超えて飛ばす目視外飛行ができるようになります。まずは物流であり、離島や過疎地に、人手不足の解消でドローンを使って荷物を運ぶことができます。インフラ点検では、都市部のタワーマンションの耐震診断や、市街地でドローンが巡回して不審な動きをチェックしたり、警備面でも期待されております。

もう既に北海道では始まっているようであります。2025年の大阪万博では、ドローンタクシーを運行される計画もあるようでございます。ますますドローンの活用や使用範囲が広がって、私たちの生活スタイルを大きく変えていくように強く感じております。奈良県においても、ドローンの実用化についてしっかりと考えていくべき時期に来ていると思います。

以上、幾つか例を申し上げましたが、デジタル化は全ての分野において無限の可能性を秘め、夢や魅力に満ちたものである一方、刻一刻と進歩していることから、本県においてもその動向を的確に見極め、推し進めていく必要があります。

そこで、知事にお伺いいたします。

国では、デジタル庁創設をはじめ、デジタル社会の実現に向けた様々な動きがありますが、国の動向も踏まえ、今後どのように本県におけるデジタル化を進めていこうとされているのか、お伺いいたします。

最後に、特殊詐欺について質問いたします。

今日の特殊詐欺の状況と実態を踏まえ、その防止のために県民が注意すべき事項や警察の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

最近のマスコミでは、特殊詐欺の被害と犯人検挙が連日報道されております。奈良県内における刑法犯認知件数の総数は減少傾向にありますが、一方、特殊詐欺の被害については、前年と変わらず175件を認知し、過去10年間で最多でありました。

特殊詐欺は年々その手口が巧妙化・多様化しており、最近では市役所の職員、警察官、銀行員などに成り済ましてキャッシュカードをだまし取る、いわゆるキャッシュカード型と呼ばれる手口が全体の4分の3を占めており、犯行グループは社会的信用の高い公的機関を装い、不信感を抱かせないようにしていることから、高齢者には、電話だけの会話で詐欺だと見破ることは容易ではございません。

特殊詐欺の被害を防ぐため、警察の犯人検挙のほか、警察署からの情報の提供もあり、効果のある取組もあります。私の元にも頻繁にメ

ールが届き、そのメール内容はなかなかリアルでございます。また、そのメールの最後には、必ず特殊詐欺被害防止の合い言葉として、「電話口 お金の話 それは詐欺」、「渡すな！キャッシュカード、教えるな！暗証番号」、奈良西警察署・生活安全課として注意喚起されております。

このように、官民一体となり、社会全体で対策を講じることが必要になります。県民一人ひとりが普段からだまされないための心構えと備えが必要であります。

そこで、お伺いいたします。

特殊詐欺の実態を踏まえ、その防止のために、県民は特にどのような点に注意をすればいいのか、また、その有効策でもあります防犯電話の普及について、どのように取り組んでおられるか、お伺いいたします。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（乾浩之） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇） 4 1 番田尻議員のご質問がございました。お答え申し上げます。

最初のご質問でございますが、奈良県の制度融資についてでございます。そのこれまでの成果、また今後の対応などについてのご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けておられます事業者の資金繰りを支援するために、昨年3月17日から、日本政策金融公庫などにおいて、当初3年間は実質無利子となる特別貸付制度が開始されました。しかし、申込みが殺到したため、融資決定が遅れ、中小企業の資金繰りに支障を来す状況となりました。

この状況を踏まえまして、本県では、県内中小企業の資金繰りを強力に支援するために、県制度融資の県単独資金について、3月30日



から無利子・無保証料といたしました。全国での先駆けとなる融資制度でございました。

その後、4月16日には全国に緊急事態宣言が出され、引き続き強力な資金繰り支援が必要と判断し、国補正予算を活用した5月1日からの全国一斉の資金についても、本県は無利子・無保証料により対応いたしました。

5月14日には奈良県への緊急事態宣言が解除され、経済活性化のフェーズになってきましたので、6月17日保証申込み分から、県単独資金は通常利率といたしました。県補正予算を活用した資金は、当初3年間は無利子、全期間無保証料を継続することといたしました。

これらの結果として、新型コロナウイルス感染症関連の融資枠については、資金需要に的確に対応するために4,600億円まで順次拡大してまいりました。2月末現在の融資状況は3,500億円となっております。

その成果でございますが、民間信用調査会社が発表いたしました負債総額1,000万円以上の県内企業倒産集計におきましては、昨年新型コロナウイルス関連倒産は7件でございます。全国的に見ても少ない状況でございます。また、対前年度の比較にしても少ない状況でございます。多くの事業者が県制度融資を有効にご活用いただき、効果的な支援ができたものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況を踏まえまして、新年度は国の第3次補正予算を活用し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、経営改善等に取り組む新型コロナウイルス感染症対応資金（伴走支援型）を創設することといたしました。融資枠1,000億円とする予算を今議会に提案しております。引き続き県内事業者の資金繰りを的確にご支援申し上げたいと思っております。

2つ目のご質問でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の取組状況についてでございます。

高齢者の優先接種から始まる新型コロナウイルスワクチンの住民接種に向け、

市町村においては鋭意準備に取り組んでいただいております。準備の主なものといたしましては、集団接種会場や接種を行う医療従事者の確保、接種券の送付、予約受付の準備などがございます。

集団接種会場につきましては、2月24日現在で決定済みが22市町村あります。必要数の半分以上決定が3市町でございます。一部のみ決定が14市町となっています。

また、医療従事者の確保につきましては、2月12日現在で、確保済みが6村、検討・調整中が33市町村となっております。県では、医療従事者の確保に向けまして、関係団体に対し協力を要請しているところでございます。

このほか、市町村では、現在、優先接種者でございます高齢者に接種券を配付する準備を進めていただいております。国から市町村が高齢者に接種券を送付するタイミングが示され次第、直ちに送付できるよう調整を進めております。

また、その後、接種券を入手された方の予約受付を実施することになりますが、多くの市町村では、コールセンターによる予約受付の準備を進めておられます。これらの準備は、接種券を発送する時期には、全ての市町村でおおむね完了するものと認識しております。

次に、医療従事者向け接種についてでございますが、今週と来週にかけて、約1万人分のワクチンが本県に到着する予定でございます。このワクチンにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対応している重点医療機関から接種を開始することになります。以降、国からのワクチン配分に応じ、順次接種を進めてまいります。

今般のかつてない規模のワクチン接種におきましては、ワクチンを公平かつ効率的に配分することが重要だと考えております。そのため、県ではワクチンの配分量を一元的に管理し、配分案を各市町村に示し、協議の上、配分量を決定していく方式を取ることとしています。さらに、県独自に設置した配送拠点を活用して、円滑に市町村にワクチンを届ける仕組みを構築していこうとしております。

県といたしましては、国からの情報を的確に捕捉し、市町村と共有してまいります。加えまして、市町村の困り事などの把握に努め、引き続き積極的に支援してまいりたいと思っております。

また、医療機関のクラスター発生防止のためのご質問がございました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止にどう努めるかというご質問でございます。

本県は、医療機関のクラスター発生が大変少なかったと思います。現場で細心の注意をしていただいたおかげかと思っております。医療機関のクラスター発生を防止するためには、新型コロナウイルスの外部からの持込みを防ぐことが第一でございます。そのため、医療機関では、職員の出勤時の検温などの健康管理、少しでも体調に異変がある職員は勤務を控える、患者家族等の面会制限など、様々な取組が行われています。

議員ご指摘のPCR検査につきましては、奈良県では、国の基準よりも幅広く、症状の有無に関わらず、感染の疑いのある方について検査していただくこととしております。県立系の病院では、この県の方針に沿って、幅広く検査を実施していただいています。中でも県総合医療センターでは、さらに慎重を期して、全ての入院患者に対してPCR検査を実施していただいているところでございます。西和医療センターにおいても、今以上に検査対象を拡大することとし、全身麻酔で手術をする患者全員に対して、PCR検査を実施すると聞いております。

次に、県立医科大学附属病院の感染防止とセキュリティー対策についてですが、入院患者への面会の原則禁止、病院入り口での体温チェック、発熱トリアージ外来の設置などに取り組まれております。

このうち、面会制限につきましては、院内感染防止の徹底を図るため、今年1月30日から、病状説明や手術当日などで必要な場合のみ訪問を可能とするよう、原則1患者に1枚、訪問許可書を発行し、許可書をお持ちの方のみの面会とする運用に変更されたと聞いております。

す。さらに、病室への入退室を厳格に管理するため、今月末までに全病棟の各フロアの入り口にセキュリティー扉の設置が進められているところでございます。

このように、各病院におきましては、工夫を凝らしまして、その発症を抑えていただいて、大変パフォーマンスのいい病院の成果だったと思っております。県といたしましても、感染防止対策の好事例を情報共有するなど、引き続き医療機関の感染防止対策を支援してまいりたいと思っております。

奈良県公契約条例についてのご質問がございました。

本県では、全国に先駆け、奈良県公契約条例を制定し、平成27年4月から運用しております。その主な内容は、公契約の業者選定に当たり、社会的な価値の実現・向上に対する寄与度を勘案することや、受注者及び下請業者などに最低賃金以上の支払いなど、法令遵守を求めることなどを定めたものになっております。

特に、一定金額以上の工事請負契約や業務委託契約、指定管理協定を特定公契約と位置づけ、業者選定に当たり、障害者の雇用状況などを社会的な価値として評価するとともに、契約履行に当たり、履行責任者を選定させ、下請業者等も含め、賃金の支払い状況、社会保険の加入状況の報告を求めています。

このように報告まで求めている条例は、現在のところ、全国の都道府県でも、本県を含め、3県だけでございます。先進的な取組となっていると思います。

条例施行から昨年度までの5年間で、145件の特定公契約について、社会的な価値を評価した業者選定を行うとともに、契約履行に携わった3,799人の賃金の支払い状況等の報告を受け、法令遵守を確認いたしました。

このような取組の成果の1つとして、本県における令和元年の最低賃金を下回る労働者の割合は0.85%となり、条例施行前の平成26年に比べ0.47ポイント減少するなど、労働条件の改善が図られたと

思っております。

来年度から、特定公契約の業者選定時における障害者の雇用状況の評価基準を引き上げ、より一層障害者雇用を促進したいと思います。また、新たに（仮称）公契約ジャーナルを発行し、条例の趣旨や成果などを労働や福祉の関係団体、県民の方々に広く周知を図り、この条例の普及につなげたいと思います。

なお、業種別労働報酬下限制についてのご質問がございました。基準設定の考え方でございます。これまでもお答えしてまいりましたが、大方の県民の理解が得られるような合理的妥当性のある賃金を設定することは困難と考えております。最低賃金制度は法令で定められています。公契約関係のある人が従うべき賃金水準とはまた違う水準に定められております。このように、水準については法令で定め、その遵守については公契約条例も活用するという立てつけになっているものと理解しております。法令で定められた最低賃金の遵守の徹底により、引き続き労働条件の確保に努めたいと思っております。

また、専門家による労働環境調査につきましては、公契約上の延長線上にあるものか、あるいは一般の契約全てについて行うべきものかという議論があるものと思っております。他の自治体の事例を参考に、研究していきたいと思っております。

今後とも公契約条例の適切な運用を通して適正な労働条件を確保し、働きやすい職場環境づくりを推進してまいりたいと思っております。

コロナ禍における公共交通の維持・支援体制についてのご質問がございました。

まず、昨年4月に講じられました政府の緊急経済対策の中で、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方に対して、国税や地方税の納付を無担保かつ延滞金なしで、最低1年間納税を猶予する徴収猶予の特例制度が設けられました。本県としても積極的に制度の周知を図ってきましたが、その結果、地域公共交通機関も含む多くの事業者や県民の方から申請があり、本県では、合計1,068件、

8億8,000万円余の徴収猶予を行っているところでございます。

この特例制度は、納期限が令和3年2月1日までの税が対象であるため、既に受付を終了しておりますが、いまだ納税が困難な方に対しましては、既存制度であります地方税の徴収の猶予がでございます。この制度の活用については、特例猶予の期限が到来する方に対しお知らせをさせていただいているところでございます。

この既存の制度は、事業における著しい損失などにより納税が困難な状況などの場合、申請から1年間、さらに延長申請により最長2年間の納税の猶予を受けることができます。国税に関しても同様の制度があるため、議員お尋ねの法人税、固定資産税、自動車税など、ほとんどの税がこの制度の対象になります。

申請の手續に当たっては、納税者の個別具体的な実情を丁寧にお聞きし、内容を十分に把握した上で適切に対応していきたいと考えております。

コロナ禍においては、いまだ厳しい状況下にある事業者の皆様には、これら猶予制度を活用していただくことで、事業活動への影響を少しでも和らげていただくこと、また、無利子・無担保の融資制度も活用していただいて、事業の負担を軽減していただくことが適切かと思っております。

公共交通事業で、風評被害の払拭についてのご質問がございました。

この1年間、外出自粛などの影響により、公共交通の利用者数はかなり減少しております。交通事業者は厳しい状況に直面しておられると認識しております。

こうした中、各事業者の間では、国や県、市町村の支援制度を活用しながら、車内の抗菌・抗ウイルス加工の実施や換気設備の活用など、新型コロナウイルスの感染防止対策に真剣に取り組まれていることは承知しております。県民や来訪者の皆様に対して、県内の公共交通機関を利用していただけるよう、こうした感染防止対策が行われていることを周知する取組や、また、車内や駅などでの感染防止マナーにつ

いて呼びかけることは有効であると考えます。

そこで、県では、ホームページにおいて、交通事業者による感染防止対策を紹介するとともに、マスク着用などの感染予防対策を実施した上での公共交通機関の利用を呼びかけております。また、奈良を訪れてくださる観光客向けに、感染リスクを避けて旅行を楽しめるよう、国が推奨しています新しい旅のエチケットについても紹介しています。

これに加え、近畿運輸局とも協力し、県内市町村に対して、住民の方々に同様の周知を行っていただくよう働きかけを行っており、現在、県内10の市町で、コミュニティバスを含む公共交通機関の感染防止対策についての情報発信が行われている、また予定されているものと承知しております。

今後とも、引き続き交通事業者による感染防止対策の周知など、必要な取組を実行していきたいと思っております。

また、観光産業への支援についてのご質問がございました。

議員お述べのとおり、観光需要の回復は、移動手段である交通事業にもよい影響があると考えます。このため、県としては、観光産業の回復に向けた来年度の取組を行うに当たり、交通事業者への波及効果を意識した運用に努めたいと考えております。

例えば、身近な観光需要を喚起する「いまなら。キャンペーン」におきましては、本年度も地元旅行会社に対しまして、バスやタクシーなどとタイアップした「いまなら。」向け商品プランの造成を呼びかけてまいりました。バスを組み込んだプランを利用した方からは、車がないと行きにくい観光地も気軽に楽しむことができたなどの声を頂いております。来年度においても、引き続き地域の公共交通を利用したプランの造成を旅行会社に促していきたいと考えております。

また、県内に点在している観光スポットを観光客が円滑に周遊できるよう、タクシー利用型観光地づくり事業に事業者と共に取り組むこととしたいと思っております。新年度予算にそのような項目を計上させていただいております。

県としても、これらの事業をはじめとした観光振興の取組を通じて、交通事業者へもよい波及効果が生まれるよう取り組んでまいりたいと思っています。あわせて、交通事業者の皆様にも、みずから創意工夫を十分にさせていただくことを期待しているところでございます。

奈良県のデジタル化の推進についてのご質問がございました。

我が国のデジタル化は、他の先進国と比べ、遅れていると言われておりますが、今後、国の最重点政策の1つとして、加速的に進むものと期待しております。国は遅れておりますが、奈良県が遅れているかどうかは分かりません。

本県においても、この動きに的確に呼応し、行政のデジタル化と地域のデジタル化を一体的に推進することで、県民全てがデジタル化の恩恵を受けることが重要だと考えております。地域のデジタル化になりますと、受益者としてのご家庭、あるいは企業、またサービスの提供者としての民間が登場してまいります。行政でできることと民間ですべきことというのは、デジタル化においてはまだ未開発の、不明の分野が残されていると思います。国のデジタル化推進はどのようにされるのかを注目しているところでございます。

地方の責任は、まず、行政のデジタル化というのに責任があることは間違いございません。行政のデジタル化は、直接、住民の利便性向上につながります。新年度では、AIを活用した24時間問合せ対応、オンライン相談や申請、スマホによる県税収納などの取組をさらに進めていきたいと思っております。

また、行政のデジタル化は、行政事務の効率化、県職員の働き方改革にも大きく寄与するものでございます。例えば、新年度には、職員端末のモバイル化を進めることとしており、これによりウェブ会議の充実やペーパーレス会議の実施が可能になります。テレワークの在り方も大きく前進するものと期待しております。こうした行政のデジタル化の様々な取組を市町村と共に進めていきたいと考えております。

次に、地域のデジタル化は、家庭と経済の2つの分野を一緒に進め



ていく必要がございます。例えば、南和地域の高齢者にAIが電話し、会話から得られた健康情報などが地域の医療機関につながり、在宅医療に発展することが可能になると思っております。

また、現在、磯城3町との間で検討を進めている大和平野中央プロジェクトにおきましては、まちづくりテーマの1つとして、デジタル化の要素が大きいスタートアップビレッジを視野に入れたまちをつくる議論を行っています。デジタル化を利用して、地域に根づいた産業が育っていくようにと願っております。

こうした取組や議論を部局横断的に取りまとめる司令塔として、新年度の組織改編で、新たにデジタル戦略課を設置することといたしました。令和3年度には、同課を中心に（仮称）奈良県地域デジタル化戦略を取りまとめたいと考えています。

今後も国の動向を注視しながら、県民生活、社会経済活動全般にデジタル化を浸透させ、県民生活の質の向上を図っていく所存でございます。私に対する質問は以上でございました。ご質問ありがとうございました。

○副議長（乾浩之） 大橋警察本部長。

◎警察本部長（大橋一夫）（登壇）41番田尻議員から私には、特殊詐欺について、2点ご質問がございました。お答えさせていただきます。

県内の特殊詐欺の被害状況につきましては、議員ご指摘のとおり高止まりの状態にありまして、警察官等に成り済まして自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る手口が多発しております。また、昨年の特徴といたしましては、被害者の9割が65歳以上の高齢者で、犯人による最初の接触の方法は、固定電話機への架電が9割を占めました。

県警察では、昨年の特殊詐欺の被害に遭った方や、被害に遭う前に警察に相談した方、計275人のアンケートを分析いたしまして、そ

の結果と主な被害防止対策として3点を公表して、県民の皆様には周知しております。

その1つ目は、誰かに相談をすること。被害者の9割が誰にも相談しておらず、また、その6割がお一人住まいでした。周囲に相談者がいない独居高齢者のリスクは高く、平素から家族や地域の絆を深めることが肝要と考えております。

2つ目は、手口を知ることです。被害に遭わなかった方は手口を知っていた割合が高く、手口を知れば詐欺を見破れる可能性が高まります。しかしながら、その一方で、被害者の3分の1は、手口を知っていたにもかかわらず、だまされているという実態がございます。犯人は、だましのプロであり、単に手口を知るだけでは被害防止に万全とは言えません。

そこで、3つ目といたしまして、先ほど議員からもご指摘がありましたが、いわゆる防犯電話と呼ばれる迷惑電話防止機器の設置など、みずから被害防止の備えをすること、これが大事だと考えております。被害者の9割弱が被害に遭わない自信があったとしながら、7割は何の対策も取っておられないという実態がございました。県警察では、「電話にも鍵をかけよう」を合い言葉に、迷惑電話防止機器購入補助事業の創設を市町村に働きかけることや、家電量販店と連携した啓発等に取り組んでいるところでございます。

先ほど、議員のご質問の中でもご紹介いただきましたが、被害防止の合い言葉にあるとおり、キャッシュカードの暗証番号は、たとえ警察官や金融機関の職員であっても、電話口で尋ねたり、紙に書いて渡すように指示することは絶対にはないことについて、これまでも重点的に注意喚起しているところでございます。これらの注意点を県民の皆様が実践していただけるよう、繰り返し周知してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目のご質問といたしまして、今申しました防犯電話機の普及についてのお尋ねがございました。

先ほど申し上げましたとおり、多くの高齢者が、自分は特殊詐欺の被害に遭わないと考え、被害防止への備えをされていないというのが現状でございます。

いわゆる防犯電話と呼ばれる迷惑電話防止機器につきましては、被害防止に極めて効果的であると考えております。これを普及させるための購入補助事業の創設につきましては、各市町村に働きかけているという現状でございます。現時点では発生状況を踏まえ、県内で8市町に導入いただいている状況でございます。

県警察では、引き続き補助事業の拡充に向けて、市町村への働きかけを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（乾浩之） 41番田尻匠議員。

◆41番（田尻匠） 知事、答弁ありがとうございました。ぜひともよろしく願い申し上げます。

1点、警察本部長に質問を申し上げます。

詐欺の中で、どうしても自分はだまされないという強い意識を皆さんお持ちのようでございます。これを自覚していただくことは当然であります。やはり今の時代でございますので、今度は銀行のATMの操作で詐欺ということもよく報道されているところであります。県内で、ATMで電波を遮断する装置がなされているところはゼロのようでございます。どうぞ、この問題について、県内金融機関にも設置を働きかけるべきだと思いますが、その点について1点、お伺いいたします。

○副議長（乾浩之） 大橋警察本部長。

◎警察本部長（大橋一夫） 議員のご質問にお答えさせていただきます。金融機関のATMにおける携帯電話の使用を制限する装置につい

てというふうなご質問だと捉えました。

これにつきましては、昨年10月に、警視庁が東京都内の金融機関の協力の下、試験的に運用を始めるなどの取組事例があると県警察では承知しております。

特殊詐欺には、被害者をATMへ誘導し、電話で指示しながら現金を振り込ませるといふ、今、議員のご指摘のものや、被害者からキャッシュカードをだまし取り、犯人が現金を引き出すものなど様々な手口があると認識しております。

警視庁等における取組の効果や検証結果を参考にいたしまして、県内の被害実態を踏まえて、引き続き必要な対策を検討し、金融機関に働きかけを進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。